

平成30年度独立行政法人農畜産業振興機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成30年度独立行政法人農畜産業振興機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 独立行政法人農畜産業振興機構における平成29年度の契約状況は、表1のようになっている。件数は467件、金額は231億円である。このうち、競争性のある契約は304件(65.1%)、229億円(98.9%)、競争性のない随意契約は163件(34.9%)、3億円(1.1%)となっている。

前年度と比較して、競争性のない随意契約の割合は、件数、金額ともに同程度となっている(件数は1.6ポイントの減、金額は2.0ポイントの減)が、事務室の賃貸借契約、都道府県への委託業務等、特に契約の相手方が限られることによるものである。

表1 平成29年度の農畜産業振興機構の調達全体像 (単位：件、億円)

	平成28年度		平成29年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(41.6%) 196	(95.7%) 155	(46.9%) 219	(98.6%) 228	(11.7%) 23	(47.4%) 73
企画競争・公募	(21.9%) 103	(1.2%) 2	(18.2%) 85	(0.3%) 1	(△17.5%) △18	(△60.2%) △1
競争性のある契約(小計)	(63.5%) 299	(96.9%) 157	(65.1%) 304	(98.9%) 229	(1.7%) 5	(46.0%) 72
競争性のない随意契約	(36.5%) 172	(3.1%) 5	(34.9%) 163	(1.1%) 3	(△5.2%) △9	(△49.7%) △2
合計	(100.0%) 471	(100.0%) 162	(100.0%) 467	(100.0%) 231	(△0.8%) △4	(43.1%) 70

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較△増減の()書きは、平成29年度の対28年度伸率である。

(注3) 平成28年度の競争性のない随意契約には、入札不調による随意契約(1件：200万円)及び会計監査人との監査契約(1件：1,200万円)を含んでいるが、平成30年度からは、前者については競争入札等、後者については企画競争・公募に整理する予定。

(注4) 平成29年度の競争性のない随意契約には、参加確認型公募による随意契約(3件、2,000万円)及び会計監査人との契約(1件：1,200万円)を含んでいるが、平成30年度からは、企画競争・公募に整理する予定。

(2) 独立行政法人農畜産業振興機構における平成29年度の1者応札・応募の状況は、表2のようになり、件数は33件(10.9%)、金額は10億円(4.4%)である。

前年度と比較して、1者応札・応募による契約の割合は、件数は同数、金額は

増加している（件数は0.1ポイントの減、金額は3.1ポイントの増）が、主なものは特殊なデータソースを必要とする調査情報業務委託調査やシステム関連の保守委託等、内容及び価格面等で複数者による競争が困難なもの等である。

表2 平成29年度の農畜産業振興機構の1者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		平成28年度		平成29年度		比較増△減	
2者以上	件数	266	(89.0%)	271	(89.1%)	5	(1.9%)
	金額	155	(98.7%)	219	(95.6%)	64	(41.5%)
1者以下	件数	33	(11.0%)	33	(10.9%)	0	(0.0%)
	金額	2	(1.3%)	10	(4.4%)	8	(391.8%)
合計	件数	299	(100.0%)	304	(100.0%)	5	(1.7%)
	金額	157	(100.0%)	229	(100.0%)	72	(46.0%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、平成29年度の対28年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状を踏まえ検討を行った結果、真に競争性のある入札・契約の実施に向けて、下記の取組みの実施に努める。

(1) 1者応札の解消

競争入札における1者応札の解消に向けて、これまで、公告期間の延長、仕様書の作成に当たりIT技術支援者から助言を得たうえでのシステム仕様書等の開示、調達情報のメルマガ配信や機構ホームページでの今後の入札予定の掲載、入札に参加しなかった者に対するアンケート調査、入札時期の前倒しのほか、各部に1者応札解消に取り組む専任担当者の設置、専任担当者を集めた会議による1者応札の解消に向けた取組みの徹底及び優良事例の情報共有、前年度に1者応札となったものと同様の内容の入札を行おうとする案件における1者応札解消チーム（ヘッド：経理部長）による仕様書の改善の点検等機構内の体制整備を行い、競争参加者の増加に向けた取組みを行ってきたところである。

また、29年度からは、入札に参加しなかった者に対するアンケート結果について、アンケート回答者の機密に関連するものを除き、原則として四半期に1回イントラに掲載し、機構内で情報共有を行うことにより、契約に係る担当者における1者応札解消の取組みに資することができた。

平成30年度においても、これらの取組みを引き続き実施することとする。

(2) 競争入札の拡大

- ① これまで、競争入札の拡大に向けて、随意契約等審査委員会による審査、総合評価落札方式の導入及び外部の有識者等で構成する契約監視委員会の設置等に取り組んできており、入札の競争性の確保を徹底し、随意契約は真にやむを得ないものに限定するという姿勢を引き続き徹底していくこととする。

- ② 仕様要件を満たす者が1に限られていることを理由として契約相手先を特定して随意契約を行おうとする場合は、原則として他の供給者の入札参加意思の有無を確認する参加確認型公募を実施する取組みを引き続き行う。
- ③ 総合評価落札方式及び企画競争による調達を行うときに、入札等の審査において、より一層、中立性、公正性を確保するため、技術提案書等について、入札参加者の名称等（担当者やその所属、ロゴマークなど入札参加者の名称や氏名が事実上分かるものを含む。）にマスキング（墨塗り等で伏せること。）を行い審査する取組みを引き続き行う。

(3) その他

内閣府が定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日）による要請に基づき、平成29年度から、総合評価落札方式及び企画競争による調達を行うときは、法令に基づく認定（えるぼし認定、くるみん認定、ユースエール認定）を受けた企業等を加点評価する基準を設定する取組みを実施しており、平成30年度においても、国の取組み内容に準拠して引き続き実施する。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に独立行政法人農畜産業振興機構内に設置された随意契約等審査委員会（委員長は経理担当理事）に諮り、契約事務細則における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

併せて、参加確認型公募の実施の要否についても点検を受けることとする。

【随意契約等審査委員会への諮問件数等】

- ・平成28年度：275件（うち競争性のある契約へ移行した件数 103件）
- ・平成29年度：248件（うち競争性のある契約へ移行した件数 85件）

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

職員に対して、契約事務に関する規程、過去における不適切な契約事例、個人情報等の取扱い等契約事務に関する研修を引き続き実施し、調達等に対する周知を着実に実施する。

また、入札・契約の適正な実施を推進するため、監事に対して、毎月、所定の様式により各部の契約状況を報告するとともに、定期監事監査において入札・契約のチェックを受ける。

さらに、法人の長に対する報告として、契約監視委員会の審議結果について理事長に報告するとともに、随意契約等審査委員会の審査結果を含め契約全体の状況等については、四半期ごとに理事長に報告し、点検・評価を受けることとしている。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する

る評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受け、主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、経理担当理事を委員長とする随意契約等審査委員会を活用することとする。

委員長	経理担当理事
メンバー	総務部長、経理部長、経理部考査役及び総務課長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、本調達等合理化計画の策定・改定及び機構による自己点検を行うとともに、競争性のない随意契約を継続しているものについて、随意契約事由が妥当か、契約価格が他の取引事例に照らして妥当となっているか、競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行を予定しているものの前倒しができないか、一般競争入札等による場合であっても、真に競争性が確保されているといえるか、1者応札・応募となっている案件について、1者応札・応募の改善方策が妥当か審議することとなっている。

また、審議後において、締結された契約についての改善状況のフォローアップを行い、その審議概要を公表することとしている。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果については、農畜産業振興機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。